

# 平成13年度 施策別取組方向

部局名： 地域振興部、環境部、農林水産商工部、県土整備部

施策番号	施 策 名		
561	県土の計画的な利用の促進		
【2010年度の目標】 環境に配慮し、県民の安全性や県土利用の質的向上をうながすための土地利用が図られています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
県土の利用区分別面積の目標	(1995年) (単位：k㎡)	(平成10年) (単位：k㎡)	(単位：k㎡)
農用地	692	671	670 (633)
森林	3,751	3,746	3,747 (3,732)
原野	2	2	2 (2)
水面等	207	209	210 (212)
道路	218	221	233 (256)
宅地	325	348	344 (374)
その他	579	580	573 (573)
合 計	5,774	5,776	5,779 (5,782)

## 1 平成11年度の取組

### (1) 平成11年度の取組概要とその成果

- ・ 国土調査として、地籍調査を9市町村4,31k㎡、土地分類基本調査の調査済み2図幅の数値情報化を行ったほか、県下535ポイントの地価調査を実施し有効な土地利用を図るための基礎資料とした。
- ・ 国土利用計画策定要領の見直しを行い市町村に策定・改訂の指導を行った。
- ・ 国土利用計画法に基づき、362件の土地取引の届出を主に利用目的の側面から審査した。また、9件の届出に対し助言を行った。
- ・ 土地利用対策委員会を開催し、土地利用計画に関する案件1件及び土地利用の調整案件1件をそれぞれ審議し庁内調整を図った。
- ・ 首都機能移転候補地である三重・畿央地域の12市町村の市街化区域を除く地域を土地の投機対策として、国土法の「監視区域」に指定した。

### (2) 平成11年度の取組に対する問題点

- ・ 市町村国土利用計画の策定率が目標50%に対し44%と低い。
- ・ 国土調査(地籍調査)の第4次10カ年計画の最終年度に当たるが、その進捗率が6%と低く、市町村への普及・啓蒙活動を積極的に行っていく必要がある。

## 2 平成12年度の取組と成果見込み

- ・ 国土調査の第5次10カ年計画を策定し、地籍調査及び土地分類調査の推進を図るほか、地価調査等土地に関する基礎的な調査を引き続き実施する。
- ・ 市町村国土利用計画の策定率の向上を図るため、未策定市町村に対して個別指導を行う。12年度中に玉城町が策定できる見込みである。
- ・ 個々の土地取引や土地の開発事案について、環境・安全面を充分勘案しながら目的審査や事前の調整を図っていく。

### 3 平成13年度以降に向けての取組方向

#### (地域振興部)

県土の計画的な利用の促進を図るため、土地取引関連調査や地価調査等、様々な土地に関する基礎的調査は引き続き行っていくこととするが、将来におけるGISの活用など土地情報基盤の確立も視野に入れ、国土調査事業の計画的な推進として、特に地籍調査について市町村への普及・啓蒙活動に力を入れていく。

一方、国土利用計画等、県土に関する諸計画の整備とその管理運営を引き続き進めていくが、特に土地利用にかかる市町村計画については、その整備率の捉まえ方を国土利用計画(市町村計画)のみならず、市町村総合計画や都市計画マスタープラン等も土地利用に関するひとつの計画として位置づけ、その策定状況も含めて捉えていくこととする。

なお、個々具体の土地取引にかかる届出審査や大規模開発事案に関する事前調整について、特に環境・安全面の側面に充分留意しながら調整を行っていく。

#### (環境部)

平成13年度以降樹立の地域森林計画の編成作業に森林GISを活用し、森林に対する県民のニーズに応じた森林環境づくりを目指す。

宮川流域においてモデル的に実施したゾーニングに基づき、県下全域のゾーニングを行い、環境に配慮した重点的・総合的な森林整備の実施を目指す。

#### (農林水産商工部)

県土地利用の内、農地は概ね年1%程度が減少し、食糧の確保から歯止めをかける必要があり、特に優良農用地の保全確保に対する具体的施策が急務となっている。また、この傾向から、農地転用と他の個別法との整合(林地化、都市化等)、公益的機能の低下による直接影響、未利用地における環境問題等の課題が生じてきており、それぞれの個別法による土地利用規制の適正執行とそれぞれの十分な調整が必要となる。

企業誘致にとって優位な工業適地を調査選定すること及び引き続き市町村との協働で企業誘致に努める。

特に、企業進出が進まない東紀州地域の企業誘致活動を強化していく。

#### (県土整備部)

用地取得のスピードアップのために用地交渉業務を土地開発公社に委託拡大及び市町村と関わりの深い事業についても委託をしながら、用地取得率80%となったとき、または用地幅杭の打設から3年を経たときのいずれか早い時期までに収用手続きに移行できるように地元の意向を把握した上で進めていく。

過年度未登記は、平成12年度に整理された処理課題に対して、弁護士、司法書士等の専門家で構成する委員会を設置し、未登記の解消を図っていく。